

施工計画作成要領

施工計画 材料の品質管理に係る技術的所見

工 事 名 称

松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業 造成その他調整池築造等工事

(テーマ) 調整池築造工及び擁壁工におけるコンクリートの品質向上に関する提案

(1)項目設定の趣旨

本工事は調整池築造工及び擁壁工の施工においてコンクリートの適切な施工管理が必要とされ、構造躯体の品質確保に十分留意する必要がある。

これらのことから、主要な躯体材料であるコンクリートの密実な打設及び亀裂防止対策について有効な提案を求めるものである。

(2)提案を求める内容

提案の上限は6項目とする。

コンクリートの品質向上や施工管理における提案として、密実で不具合なく補修の必要がないコンクリートを打設するための提案及び亀裂防止対策に関する提案を記述する。

同一の提案を両方の項目に記述することはできない。

(3)発注者が設定している標準案

・設計図書

・その他の技術資料

(コンクリート標準示方書、土木構造物設計ガイドライン、土木工事共通仕様書等)

(4)記載要領

- ① 技術資料第2号様式(施工計画)1頁以内に当該工事に採用する具体的な施工計画について簡潔に記述すること。
- ② 文字の大きさについては、12ポイントとすること。環境依存文字や半角も使用可能とする。
- ③ レイアウトは、全角で1行あたり40文字、40行以内とし、様式の枠は変更しないこと。
- ④ 提案は、記載順に通し番号等(提案1、提案2…)をつけること。
- ⑤ 図面等の添付をする際には、別紙A4判1枚(1頁)以内とし、技術資料第2号様式と一連の書類であることの明記をすること。

(5)評価基準及び評価点

標準案に対して特別な創意工夫が考慮され、定量的もしくは定性的に高い効果が期待できる提案を有効提案とし、その項目数により採点する。

評価できる「有効提案数」 / 「提案の上限数」 × 6点 = 評価点

次に示す提案は、評価の対象とはなりません。

- ・ 提案の上限を超える7項目以降に記載した内容

※ 提案した施工計画の取扱いは、入札公告の内容による。